

平成28年4月から分別方法が変わります。

保存版

プラスチック製容器包装について

「プラスチック製容器包装」とは

これまで「ビニール・プラスチックごみ」として出していたごみのうち、プラマークのついているものがこれに当たります。



目印は
プラマーク

出し方

これまでどおり軽く洗って乾かしてください。
ごみ袋は町指定の「プラスチック製容器包装用」又はこれまでの「ビニール・プラスチックごみ用」に入れてください。

「プラスチック製容器包装」のおもな物

カップ類

プリン・ヨーグルト・アイス・みそなどのカップ
カップ麺の容器(プラスチック製に限る)



パック類

卵・豆腐・果物・ハム・ソーセージ・レトルト食品
などのパック
化粧品・日用品などのケースやパック



トレイ類

肉・魚・野菜などのトレイ、寿司などのトレイ
果物・生菓子などのトレイ
菓子・珍味・海苔・カレールーなどの仕切りトレイ



ボトル類

食用油・ソース・ドレッシング・乳酸飲料などのボトル
洗剤・漂白剤・シャンプー・リンス・カー用品などの
ボトル
薬・化粧品などの容器



袋類

菓子・カップめんなどの外装フィルム
生鮮食品・弁当などのラップ
レジ袋、衣料品・日用品・詰め替え用洗剤などの袋
パン・菓子・インスタント食品・野菜などの袋
あめなどの包み、ペットボトルのラベル



チューブ類

マヨネーズ、ケチャップ、練りわさび、からし、
歯磨き、工作のりなどのチューブ



アルミとの複合材

お菓子、冷凍食品、サプリメント、薬の容器などの
アルミがコーティングされているもの



ふた・キャップ類

プラスチック製のふた・キャップ



ネット類

みかん・タマネギなどのネット



その他

商品を保護する発泡スチロールやシート(果物・家電製品などのもの)

※これらのうちで、軽く洗っても汚れがとれないものは、「燃やせるごみ」へ入れてください。

対象外のもの ビニール・プラスチック類でも「燃やせるごみ袋」に入れるもの。

- ・おもちゃ
- ・ハンガー
- ・事務用品等
- ・ストロー
- ・ひも・バンド類
- ・ビデオテープ・CD
- ・灯油ポンプ
- ・計量カップ
- ・CD等のケース
- ・スポンジ類 バケツ 桶 等

【お問い合わせ先】 関ヶ原町役場 水道環境課

TEL 43-3053(平日8:30~17:15)、 E-MAIL suikan@town.sekigahara.gifu